

京都市告示第 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関及び施術者から変更、廃止、休止及び再開の届出がありました。

平成17年9月30日

京都市長 榎本頼兼

医療機関所在地変更

名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
ステーションイルカ	右京区西院四条畑町6番地 四条マンション301号室	右京区山ノ内山ノ下町15番地13	平成17年7月25日

施術者所在地変更

施術者の名称	施術所の名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
中村 一正	中村接骨院	北区紫野上築山町36 足立ハイツ北大路1階	北区紫野東藤ノ森町14番地	平成17年4月1日

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
(医) 財団 城北病院	北区上賀茂岩ヶ垣内町99	平成17年6月30日
マキノ眼科クリニック	北区大宮北林町28番地 サンパティック御園橋1F	平成17年7月31日
佐田医院	上京区烏丸通寺ノ内上ル相国寺門前町647番地1	平成17年7月31日
杉本医院	中京区西ノ京南上合町70番地	平成17年7月31日
ささき眼科	中京区河原町通蛸薬師上ル奈良屋町293清水屋6階	平成17年7月28日
恒村医院仮診療所	左京区聖護院山王町43番地16	平成17年7月31日
広瀬レディースクリニック	伏見区豊後橋町60	平成17年7月31日
倉田歯科医院	北区上賀茂葵之森町2番地1 安井ビル2階	平成17年8月16日
北岡歯科医院	下京区高倉通六条下ル升屋町70の1	平成17年7月31日
しみず歯科	左京区田中上大久保町5番地 ニュー高野ロイヤルハイツ1階	平成17年7月31日
WATANABEみささぎ歯科クリニック	山科区御陵進藤町8-1 シャトーカズキ1階	平成17年6月30日

施術者廃止

名 称	所 在 地	施術者	廃止年月日
ひまわり整骨院	山科区柳辻草街道町7	山下 裕行	平成17年7月31日

医療機関休止

名 称	所 在 地	休止年月日
安東医院	下京区間之町通下珠数屋町上ル西玉水町27 9	平成17年7月31日

医療機関再開

名 称	所 在 地	再開年月日
恒村医院	左京区聖護院山王町43番地6	平成17年8月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)